

オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会に関する規程

(2008年11月14日制定)

(2009年9月9日改定)

(2009年11月10日改定)

環境省

第1条	目的
第2条	運営委員会
第3条	運営委員会による審議事項
	1. ポジティブリスト及び方法論に関する決定
	2. J-VER プロジェクトの登録
	3. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証
	4. J-VER の発行に関する事項
	5. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理に関する事項
	6. 第三者独立委員会による意見及びステークホルダーによる意見・苦情
	7. 運営委員会によるガイダンスの決定
	8. 手続規則の決定
第4条	運営委員会が管理監督する諸事項
	1. ポジティブリスト及び方法論
	2. J-VER プロジェクト登録
	3. 検証
	4. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証
	5. J-VER の発行
	6. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理
	7. その他の事項
第5条	<u>パネル及びワーキンググループの設置方法論</u> パネル
第6条	検証機関
第7条	第三者独立委員会
第8条	その他
付則	1 認証運営委員会の運営に関する手続き
	2 方法論パネルの運営に関する手続き
	3 J-VER プロジェクト登録に関する手続き

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程

第1条 目的

本規程は、オフセット・クレジット（以下、J-VER）制度の実施者である環境省が設置するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（以下、運営委員会）による活動を定めたものである。運営委員会は、気候変動対策認証センター（以下、認証センター）の支援を受け、J-VER 制度実施規則、本規程及びその付則に従い、その活動を行う。

第2条 運営委員会

運営委員会は、J-VER の認証・発行・管理を行う。

第3条 運営委員会による審議事項

1. ポジティブリスト及び方法論に関する決定

運営委員会は、~~必要に応じて方法論パネルの勧告に基づき、~~ポジティブリスト及び方法論の承認に係る決定を行う。

2. J-VER プロジェクトの登録

運営委員会は、J-VER 制度実施規則に則り、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの登録の申請を行う事業者（以下、プロジェクト事業者）より申請を受けたプロジェクトの登録を行う。

3. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証

運営委員会は、検証機関により検証された温室効果ガスの排出削減量又は吸収量に対して認証を行う。

4. J-VER の発行に関する事項

運営委員会は、J-VER の発行に関する必要な事項を審議し、決定を行う。

5. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理に関する事項

運営委員会は、J-VER の発行、移転、無効化等が適正に行われるための J-VER 登録簿の構築、運営及び管理に関する事項についての決定を行う。

6. 第三者独立委員会による意見及びステークホルダー等による意見・苦情

運営委員会は、第三者独立委員会により提出された意見について、審議を行う。また、運営委員会は、プロジェクト事業者又はその他のステークホルダーから寄せられた意見・苦情につき、その重要性に鑑みて、審議を行う。

7. 運営委員会によるガイダンスの決定

運営委員会は、ポジティブリスト及び方法論に関する決定、プロジェクトの登録、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の検証及び認証、J-VER の発行、J-VER 登録簿の構築管理及びその他の必要な事項につき、ガイダンスを決定する。

8. 手続規則の決定

運営委員会は、運営委員会及び方法論パネルの運営に関する手続規則に関する決定を行う。運営委員会運営手続及び方法論パネル運営手続については、別に定める。

第 4 条 運営委員会が管理監督する諸事項

1. ポジティブリスト及び方法論

「ポジティブリスト」とは、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるポジティブリスト」を指し、運営委員会が、積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を予め特定し、ポジティブリスト及び適格性基準を定め、個々のプロジェクト事業者による追加性の立証を代替するものである。「方法論」とは、「オフセット・クレジット (J-VER) の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論」を指し、ポジティブリストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法が定められたものである。

2. J-VER プロジェクト登録

「J-VER プロジェクト登録」とは、J-VER 制度実施規則、本規程及び別に定める手続きに規定する条件に従い、国内における温室効果ガス排出削減又は吸収プロジェクトを対象とした J-VER の発行を目的として、プロジェクト事業者が認証センターを通じ運営委員会に対してプロジェクトの計画を所定の方法により申請し、所定の審査の後、プロジェクトが J-VER 制度におけるプロジェクトとして記録されることをいう。

3. 検証

「検証」とは、第 6 条に基づく検証機関が、モニタリング報告書の温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告する

ことをいう。運営委員会は、検証について、その基準や手続き等の策定と検証機関による検証作業につき監督を行う。

4. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証

「認証」とは、登録された J-VER プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量又は吸収量について、検証の手続きを経た後、運営委員会がこれを公式に認めることをいう。

5. J-VER の発行

運営委員会は、登録、検証、認証の所定の手続きを経た J-VER プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量又は吸収量について、J-VER の発行を行う。

6. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理

(1) J-VER 登録簿の構築、運営及び管理

運営委員会は、発行される J-VER を適正に管理することを目的として、J-VER 登録簿を構築、運営、管理を監督する。

(2) 口座の開設等

J-VER 登録簿においては、口座の保有を希望するプロジェクト事業者等の申請に基づいて口座を開設する。登録簿においては、カーボン・オフセット等を目的としたクレジットの無効化を適正に行うため無効化口座を設ける。

(3) 情報の管理

J-VER 登録簿内の口座を含む情報については、認証センターが所定の法律に基づき管理を行う。

7. その他の事項

その他の事項について、運営委員会がこれを必要と決定する場合には、審議の上、管理監督を行う。

第 5 条 方法論パネルパネル及びワーキンググループの設置

運営委員会は、規程の実施のために必要があるときは、パネル又はワーキンググループを設置することができる。

~~1. 運営委員会は、ポジティブリスト及び方法論に関する審議を補助するため、方法論パネルを設置する。~~

~~2. 方法論パネルは、方法論パネルは、ポジティブリスト・方法論の追加、見直し及びそ~~

~~の他の関連する事項につき、運営委員会の指示に基づき、技術的観点から審議を行う。~~

~~3.運営委員会は、その定めるところにより、方法論パネルの決議をもって、運営委員会の決議とすることができる。~~

~~3.方法論パネルの手續事項は、運営委員会が別にこれを定める。~~

第6条 検証機関

1. J-VER 発行の対象となるプロジェクトについては、その温室効果ガスの排出削減量又は吸収量について検証が行われなければならない、検証機関によりその検証が行われる。
2. 検証機関は、ISO14065 及び認証センターの基準に則って、国際認定機関フォーラム (IAF) のメンバーによる認定に基づきその検証業務を行う。ただし、ISO14065 認定申請中の機関も検証業務を行うことができるものとする。ISO14065 申請中の機関により検証業務が行われる場合、その検証は当該機関の認定をもって有効となる。
3. その他必要な事項については、関係機関との調整のうえ、運営委員会がこれを検討する。

第7条 第三者独立委員会

第三者独立委員会は、独立の立場において、運営委員会の活動に関して、意見を提出する。

第8条 その他

1. 本規程は、第1回運営委員会における採択をもって発効する。
2. 本規程の修正については、運営委員会の全委員の半数以上の発意に基づき審議が開始され全委員の3分の2以上の賛成により行われる。
3. 本規程及び関連文書（ただし、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則を除く）における軽微な変更は、関係者と調整の上で、事務局が行うことができる。

資料 5-2

4. 前項に基づく軽微な変更については、必要に応じて、当該変更が行われた後に開催される初回の運営委員会において、事務局が報告する。

付則 1：オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会の運営に関する手続き

第 1 条 本手続きの範囲

本手続きは、オフセット・クレジット（J-VER）制度の実施を目的として設置されるオフセット・クレジット（J-VER）運営委員会（以下、運営委員会）における活動に適用される。

第 2 条 委員の任用等

1. 委員の任用

- ① 運営委員会の委員は、制度実施者である環境省により任免される。
- ② 委員による活動は、第 1 回会合を開始として、1 年を任期とする。再任を可とする。
- ③ 委員による運営委員会への出席は個人による資格とする。
- ④ 委員による運営委員会活動については、本手続きに従うものとする。

2. その他

- ① 委員による運営委員会活動に必要となる費用については、別に定める基準に従い、認証センターがこれを負担する。
- ② その他の必要な事項については、別途これを定める。

第 3 条 座長・副座長及びその他の役職者

1. 運営委員会は、座長及び副座長を選出する。
2. その他の必要な活動に必要な役職者の任命については、運営委員会がこれを決定する。

第 4 条 会合の開催と記録

1. 運営委員会は、座長の召集に基づき会合を開催する。
2. 運営委員会において審議する議題については認証センターにより提案され、運営委員会がこれを採択する。
3. 会合の審議については報告書の記録を行い、認証センターのウェブページ等を通じて公表されるものとする。プロジェクト事業者による商業上の情報等については、関連法規

等に基づき非公開とする。

4. 会合の開催については、3分の2の委員による出席をもって行われる。なお、欠席委員による座長委任状の提出については、出席とみなす。
5. 運営委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面による審議を行うことができる。

第5条 運営委員会の決定

1. 運営委員会における決定は、原則として、コンセンサス方式により採択される。
2. 1.による決定の採択が困難な場合は、出席委員の過半数以上の賛成を可決の要件とする投票により決定が行われる。
3. ~~3.~~ 運営委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面による決定を行うことができる。

~~オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会に関する規程第5条第2項に定める方法論パネルへの審議の付議は座長が行うものとする。~~

~~方法論パネルの決議は、座長の同意を得て運営委員会の決議とすることができる。~~

~~座長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を運営委員会に報告するものとする。~~

第6条 パネル及びワーキンググループの設置

~~運営委員会は、規程の実施のため、パネル又はワーキンググループの設置が必要となる場合、認証センターの支援を受け、これを設置することができる。パネル及びワーキンググループは、認証センターの支援を受け、第3条2に基づいて定める役職者がこれを運営する。~~

第67条 パネルへの付議

1. 運営委員会に、次に掲げるパネルを置く。

① 方法論パネル

2. パネルの所掌事務は、別表に定めるところによる。

3. パネルの~~手続事項は、運営委員会が別にこれを定める。~~
 4. パネルは、~~認証センターの支援を受け、第3条2に基づいて定める役職者がこれを運営する。~~
 5. 座長は、~~専門的、技術的な審議事項をパネルに付議することができる。~~
 6. パネルの決議は、~~座長の同意を得て運営委員会の決議とすることができる。~~
 7. 座長は、~~同意に際して、運営委員会の意見を一週間以内に聴取するとともに、必要と認める場合は運営委員会に諮ることができる。~~
- ~~————— パネルの決議は、座長の同意を得て運営委員会の決議とすることができる。 —————~~

第 ~~778~~ 条 事務局

1. 認証センターは、運営委員会運営を支援するため事務局のサービスを提供する。
2. 1の活動に必要な事務局員は、使用可能な資源の範囲で、認証センターが手配を行う。

第 ~~889~~ 条 免責事項

運営委員会、委員個人及び認証センターは、運営委員会の決定の結果生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。

第 ~~9910~~ 条 本規則の改正

本規則の改正については、3名以上の委員の発意を受けた決定又は認証センターの提案に基づき行われる。改正規則は、環境省の承認を得て発効する。

資料 5-2

別表

<u>パネル名</u>	<u>所掌事務</u>
<u>方法論パネル</u>	<u>ポジティブリスト・方法論の追加、見直し及びその他の関連する事項</u>

付則 2：方法論パネルの運営に関する手続き

~~第1条~~ ~~第1条~~ 方法論パネルによる審議

1. ~~方法論パネルは、座長の付議を受け次の事項の審議を行う。~~

~~(1) 1. 方法論パネルは、ポジティブリスト及び方法論について、運営委員会の付議に基づき決定の下、認証センターより提案される新規リスト項目及び方法論案にの技術的な側面に関する事項審議を行。い、運営委員会に対して報告勸告を行う。~~

~~(2) 2. 方法論パネルは、ポジティブリスト及び方法論について、運営委員会の付議に基づき決定の下、既存リスト項目及び方法論の技術的側面に ついてのき見直しを行い、運営委員会に対して報告勸告を行う。~~

~~(3) 3. 方法論パネルは、ポジティブリスト及び方法論について、運営委員会の付議に基づき、が諮問する~~リスト項目及び方法論に関するその他の事項の技術的な側面に関する審議を行い、運営委員会に対して報告勸告を行う。

~~2 方法論パネルの決議は、座長の同意を得て、運営委員会の決議とすることができる。座長は、同意に際して運営委員会の意見を一週間以内に聴取するとともに、必要と認められる場合は運営委員会に諮ることができる。~~

423. 方法論パネルの審議は、本手続によるものとする。手続上規定のないものは、パネル座長の判断によるものとする。

第2条 方法論パネル委員の任用

1. 方法論パネル委員は、運営委員会により任命される。

2. 方法論パネル委員による活動は、方法論パネル委員会第1回会合を開始として、1年を任期とする。再任を可とする。

3. 方法論パネル座長については、運営委員会が任命する。

4. 方法論パネル委員の辞任については、運営委員会の承認により行われる。

第3条 情報の公開

方法論パネルにおけるリスト項目及び方法論の審議結果報告内容については、[座長の同意を運営委員会の承認を得た](#)のち、認証センターのウェブサイトを通じて一般に公開される。

第4条 その他の事項

1. [方法論](#)パネル委員による委員会活動に必要となる費用については、別に定める基準に従い、認証センターがこれを負担する。
2. その他の必要な事項については、別途これを定める。

第5条 免責事項

運営委員会、方法論パネル、委員個人及び認証センターは、方法論パネルの報告の結果生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。

付則 3 : J-VER プロジェクト登録に関する手続き

第 1 条 目的

本文書は、J-VER 制度における登録に関する手続きを定めるものである。

第 2 条 定義

本手続きにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本手続きにおける「プロジェクト事業者」とは、J-VER 制度実施規則に則り、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの登録の申請を行う事業者をいう。
- (2) 「登録」とは、J-VER 制度実施規則、運営委員会に関する規程及び本手続きに定める条件に従い、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより、クレジットの発行を目的として、プロジェクト事業者が運営委員会に対してプロジェクトの計画を所定の方法により申請し、所定の審査の後、プロジェクトが J-VER 制度におけるプロジェクトとして記録されることをいう。

第 3 条 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト申請書

1. プロジェクト事業者は、J-VER プロジェクトの登録申請を行うため、当該 J-VER プロジェクトに関する以下の情報を含む温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト申請書（以下、申請書）を作成し、認証センターを通じ運営委員会に提出を行う。
 - ・参加者情報
 - ・プロジェクト活動の概要
 - ・方法論の適用
 - ・モニタリングプラン
 - ・その他
2. 申請書の書式は、別にこれを定める。
3. プロジェクト事業者は、上記 1 のほか、運営委員会が追加情報を求める場合は、求められた情報を提出しなければならない。

第 4 条 登録手続き

1. 認証センターは、プロジェクト事業者より運営委員会に対して所定の方法により提出された登録申請を、申請書の形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。
2. 受理された申請書については、認証センターのウェブページを通じて意見の公募を行う。
3. 受理された申請書については、運営委員会が定めるポジティブリストに掲げる適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うため、認証センターが設置し専門家から構成されるバリデーションチームがこれを審議する。バリデーション審査の手続きについては、別にこれを定める。
4. バリデーションチームが受理された申請書を審議した結果を踏まえ、運営委員会が適切であると認めた **J-VER** プロジェクトについては、運営委員会は正式にこれを登録する。
5. 運営委員会は、申請の登録可否の結果について、プロジェクト事業者に対して通知を行う。
6. 認証センターは、運営委員会が登録したプロジェクトの申請書を、認証センターのウェブページにて公開する。

第 5 条 登録の効果

第 4 条に定める手続きにより行われる登録は、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトについて、**J-VER** 制度上、正式に手続きを開始するものであり、なんら法的な効果を生むものではない。また、プロジェクトの登録について、環境省、運営委員会及び認証センターは、いかなるものに対しても、**J-VER** 発行を保証するものではない。

第 6 条 免責事項

環境省、運営委員会及び認証センターは、登録可否の結果生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。